

# 近江高等学校同窓会会則

昭和 32 年 11 月 10 日制定

昭和 49 年 11 月 17 日改正

昭和 52 年 11 月 16 日改正

平成 6 年 4 月 10 日改正

平成 14 年 3 月 31 日改正

平成 19 年 4 月 25 日改正

## 第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)本会は 近江高等学校同窓会(白帆会)と称する。

第 2 条 (事務局)本会は 本部を近江高等学校(以下「母校」と称する)におき、支部を必要な所に設置する。

第 3 条 (目 的)本会は 会員相互の親睦を図ること、および母校の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事 業)本会は 随時「会報」および「会員名簿」を発行して会員に配布するほか、親睦会の開催、母校事業の援助等、前条にかかげる目的を達成するために必要な事業を行うものとする。

第 5 条 (総 会)本会は 5 年毎に定期総会を開催する。

## 第 2 章 会 員

第 6 条 (正会員)次の資格を有する者は、すべて本会の正会員とする。

1. 近江實修工業学校、近江高等女学校、近江高等学校併設中学校、近江高等学校の卒業生。
2. 前号にかかげる学校のいずれかに在学した者で、理事会の承認を得た者。

第 7 条 (特別会員)前条第 1 号にかかげる以外の者で、理事会の承認を得た者は本会の特別会員とする。

## 第 3 章 役 員

第 8 条 (役 員)本会に 次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 1 名
3. 常務理事 数名
4. 理 事 若干名
5. 監 事 2 名

第 9 条 (顧 問)本会に 顧問を置く。(内 1 名は母校校長とする)

第 10 条 (役員の選任) 役員の選任は、次のとおりとする。

1. 役員はすべて総会において選任する。
2. 常任理事には 母校職員から 2 名を選出する。

第 11 条 (顧問の推挙)顧問は理事会において推挙する。

第 12 条 (役員の任務)会長は 会務を統括し、副会長は これを補佐する。

常務理事は、会長、副会長とともに事務を担当し、理事会の承認事項の会務を執行する。

理事は 本会運営の諸事項を掌り、各期代表と連絡を密にし、本会の運営に当たる。

監事は 本会の会計を監査する。

第 13 条 (代議員)代議員は 同期会員より 1 名選出する。

総会に出席し、附議事項を議決する。

同期各クラス世話人との連絡に任じ、本会の運営に当たる。

1. 定期総会は 代議員をもって構成し、5年に1回開催する。

会計、会務の報告並びに重要事項を附議する。

2. 臨時総会は 会長が必要と認めたとき、または代議員の2分の1以上により、開催の請求があったとき、会長はこれを招集する。

第14条 (顧問の任務)顧問は 重要な会務について会長の諮問を受け、必要に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。

第15条 (役員任期)役員任期は 次回の総会までの5年間とする。ただし、重任を妨げない。途中選出された者の任期は、他の役員の残任期間とする。

第16条 (報 償)役員は 名誉職とする。ただし特別の奉仕をした役員に対し軽微な報償をすることを妨げない。

#### 第 4 章 会 議

第17条 (総会及び理事会)定期総会は 代議員をもって構成し、会計会務の報告並びに重要事項を附議する。臨時総会は 会長が必要と認めたとき、又は代議員の2分の1以上の請求があったときは、これを招集する。理事会は 監事を除く役員をもって構成し、随時開催して本会運営の諸事項を執行する。

第18条 (議 長)総会及び理事会は 会長がこれを招集し、その議長となる。会長に事故あるときは 副会長がこれに代わり、正副会長ともに事故あるときは、常務理事がこれに代わるものとする。

#### 第 5 章 会 計

第19条 (担当者)本会の会計は 母校事務職員に委嘱する。

第20条 (経 費)本会の経費は 入会金及び寄付金をもって支弁する。

第21条 (入会金)会員(第7条の特別会員を除く)は、入会金 5,000 円を納付しなければならない。

第22条 (会計年度)は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第23条 (予算・決算の承認)本会の収支予算は、会計年度の始めに常任理事が作成し、理事会の承認を受ける。決算については監事の承認を受ける。

第24条 (予算の流用及び補正)費用の流用等、予算の変更または補正を行おうとするときは、理事会の決議を経なければならない。ただし、緊急の措置を要するときは、事後の承認を受けることができる。

第25条 (基 金)本会に基金を設ける。

1. 本会は その収入する入会金の100分の10以上を基金に繰り入れるものとする。

2. 基金は 理事会の承認を得なければ、これを使用することができない。

#### 第 6 章 雑 則

第26条 (支部の設置)正会員30名以上在住の地区には、理事会の承認を得て、支部を設置することができる。支部は 次の事項を本部に届けなければならない。

1. 支部事務所の所在地及びその所属する範囲。

2. 支部長及び支部会員の名簿。

3. 本部の発行する会報に掲載するための、支部の状況、情報。

第27条 (支部規定)支部は 支部規定を制定するものとする。ただし、本部理事会の承認を得なければならない。

第28条 (細則、規定の制、改廃)本会の事務執行に関する細則、規程などの制定、改廃は理事会の決議によるものとし、総会に報告する。

第29条 (除 名)会員にして、本会の体面を汚すような行為をしたときは、理事会の決議により除名することができる。

第30条 (会則の変更) 本会則の変更は 総会の決議を得なければならない。

#### 第 7 条 附 則

第31条 (会則の実施) 本会則は 昭和 32 年 11 月 10 日より実施する。

第32条 (入会金の徴収) 入会金は 母校の在学中に納付するものとする。

2. 既納の入会金は 一切返還しない。

第33条 (大会出場祝い金) 母校の生徒が全国大会に出場する場合には 別に定める激励金を贈呈する。

内規 1. 同窓会開催事務費

各期において複数クラスが合同で同窓会を開く場合は、それを証する書類（開催通知葉書等）を添付して届け出があった場合は、事務費として1万円を支給する。

2. 慶弔費

母校の教職員が亡くなった場合は、生花1対・香典3万円を贈る。

母校教職員の配偶者・父母・子の場合は本部役員の特別審議による。